（二十パーセント・フロアの適用除外）

第九十三条　適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

［一・二　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

三　［略］

［節を削る。］

（内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第百二十九条　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　［略］

二　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適用する部分につき、第二十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。

三　［略］

四　第六章の三に定めるところにより算出した第二十五条第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

（二十パーセント・フロアの適用除外）

第九十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　派生商品取引に係るエクスポージャー（カレント・エクスポージャー方式を使用する場合に限る。）と担保が同一の通貨建てであり、かつ、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に毎営業日に時価評価を行っている場合において、現金又は自金庫預金が担保であるとき。

零パーセント

四　前号に規定する場合において、中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保であり、かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントのとき。

十パーセント

五　［同上］

第六節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第百十六条の二　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十六条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^{*}=RWA\times\sqrt{Tm/10}$$

RWA*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十六条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

（内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第百二十九条　［同上］

一　［同上］

二　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適用する部分につき、第二十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。

三　［同上］

四　第六章の三に定めるところにより算出した第二十五条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額